

論点 1、2、及び 3-1 を勘案した場合、たとえばなんらかの見返り（将来の経済的便益）を期待して行われる寄付金なども、その支払額が信頼性をもって測定できるなら、無形資産に該当するのでしょうか？

櫛間常光